

民有林行政への貢献に向けて

民有林連携・支援推進プロジェクトチーム

【はじめに】

林野庁では、国有林野の管理経営に当たって、その組織・技術力・資源を活用し、民有林関係者等と連携しながら、民有林への技術的な支援を積極的に行っています。

具体的には、林業の低コスト化に資する技術開発とその民有林への普及・定着、林業の効率化を目指した民有林と連携した森林施業の実施、市町村森林整備計画などの計画策定への技術的な支援など、様々な活動を実施しています。

ここでは、北海道森林管理局の民有林の支援に関する取組のうち、市町村による民有林行政に関する支援を中心に紹介します。

【課題（ニーズ）の把握】

道内には、179の市町村があり、都市部と山村部、海岸部と内陸部、平野部と山間部などそれぞれの市町村における森林・林業・木材産業を取り巻く状況は様々で、課題も異なります。民有林行政への貢献のためには、まず、それぞれの地域で課題となっていることを把握する必要があります。

このため、各森林管理署では、市町村の担当部局やその地域を所管する振興局の担当部局との情報交換の場を設けることなどにより、地域の課題の把握に努めています。また、市町村長と直接意見交換を行う協議会の場も設けています。

【各署等の支援体制】

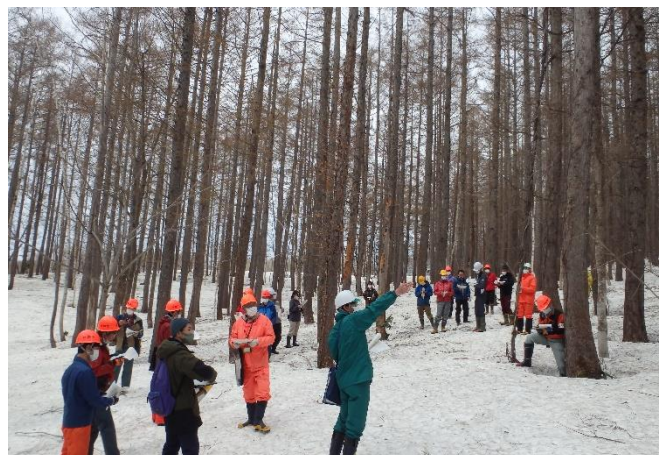
民有林が抱える課題は、森林の現状把握、森林整備の実施、得られた木材の販売など幅広いため、複数の職員が知識・技術を持ち寄って対応できるよう、課題に応じて森林管理署職員が一丸となって取り組む「民有林支援チーム」を設置し、様々な課題解決に当たることとしています。

【具体的な取組事例】

石狩森林管理署（以下、石狩署）において令和3年度から実施している赤井川村への支援について紹介します。

赤井川村は人口約1,200人の村で、四方を山に囲まれたカルデラ地形の内側に広がり、総面積の88%が森林となっています。村では令和4年度が村有林森林整備計画の樹立の時期となっており、これを機に約1,800haの村有林の整備を進めたいと考えていました。このため、赤井川村が石狩署に森林整備計画の策定について相談し、これを契機に、石狩署の森林整備の担当者と赤井川村の近隣を所管する森林事務所の森林官がチームを組んで課題解決に取り組むことになりました。

チームでは、森林整備計画の策定に当たっては、まず、森林の現状把握が必要になることから、実際の森林整備の予定地の現地調査を通じて森林調査方法習得のための技術支援を行いました。また、具体的な森林整備の方法の検討に向けては、現地踏査に同行してドローンでの撮影データの提供や森林整備の方法を選定するための技術支援を行い、



施業予定地での現地検討会において、伐採方法や搬出方法、またそのための路網の整備についての検討に当たって、技術的な助言などの支援を行いました。

さらには、森林整備の方法を検討するための現地検討会における支援も行いました。

そして、これらの支援により村の担当者が森林・林業に関する知識を習得し、赤井川村有林森林整備計画を策定するに至りました。

また、この森林整備計画では、村有林の整備対象林と国有林が隣接していたため、より効率的な森林整備の実施に向けて協議を行いました。その結果、国有林と村有林が連携して事業を行う共同施業団地を設定することで、効率的な森林整備や路網整備を行うとともに、共同土場の整備により民有林材の販路拡大にも取り組む「赤井川地域森林整備推進協定」を締結することとなり、令和6年1月19日に協定の調印式が行われました。

【人材の育成】

次に、人材の育成に関する取組を紹介します。

一つは、北海道森林管理局が実施している研修への市町村職員等の参加です。北海道森林管理局では、市町村森林整備計画や森林経営計画の作成支援を行う森林総合監理士の育成のための研修を開講し、市町村職員等に受講の場を提供しています。また、森林・林業に関する基礎的な研修にも、市町村で新たに担当することになった方などに受講機会を提供し、業務に必要な知識を得られるようにしています。

もう一つは、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）への支援で、森林管理局職員の講師としての派遣や、実習のフィールドとしての国有林野の提供などを行っています。

【市町村森林整備計画実行管理推進チーム】

北海道森林管理局と北海道が市町村に働きかけ、道内の全市町村に「市町村森林整備計画実行管理推進チーム」が設置されています。これは、市町村森林整備計画の実行のため、北海道森林管理局の各署と北海道の職員、また、森林・林業の関係団体、事業者がチームを組み、施業の集約化などによる低コスト化、現地検討会などによる技術・知識の普及、人材の育成・確保等に取り組み、市町村森林整備計画の実行管理等を支援するものです。そしてこの取組は、北海道から始まり、全国にも広まっています。

【おわりに】

戦後に造成した人工林が収穫期を迎えるとともに、カーボンニュートラルなど地球環境をめぐる動きから、森林や木材利用に関心が高まっています。そして、その期待に応えるためには、特に、伐採と再生林による適切な森林資源の循環の確立が重要となっており、これには、民有林と国有林がしっかりと連携することが必要です。

このような中、市町村との連携には、お互いの信頼関係が重要であると考えています。地域の信頼を得られるよう、技術の向上のみならず、日頃からの顔の見える関係づくりにも努めており、引き続き、連携した取組を進めてまいります。



キーワード解説

- ★「**森林共同施業団地**」は、国有林に隣接する民有林の森林所有者と国有林（森林管理署）が、効率的な路網整備及び効率的な作業システムによる低コスト化を図るため、路網整備や森林整備等の集約化により一体的に行うことを目的に設定する森林のまとまり（区域）です。
- ★「**森林整備推進協定**」は、民有林と国有林が一体となって効率的な森林経営を行うため、森林共同施業団地の設定や共同の土場を利用した協調出荷の実施などを定める協定です。
- ★「**森林総合監理士**」は、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有るとして登録された者です。長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村森林整備計画の策定等の市町村行政を技術的に支援します。
- ★「**市町村森林整備計画**」は、市町村が5年ごとに作成する計画で、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえた森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法等を定める森林づくりの構想です。
- ★「**森林経営計画**」は、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自らが経営を行うまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。